

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、
大韓民国政府
及び中華人民共和国政府の間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義	一
2	投資の促進及び保護	一
3	内国民待遇	一
4	最恵国待遇	二
5	投資財産に関する一般的待遇	二
6	裁判所の裁判を受ける権利	二
7	特定措置の履行要求の禁止	二
8	人員の入国	二
9	知的財産権	二
10	透明性	三
11	収用及び補償	三
12	損失又は損害についての補償	三
13	資金の移転	三
14	代位	三
15	一の締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	四

16	特別な手続及び情報の要求	四
17	締約国間の紛争の解決	四
18	安全保障のための例外	四
19	一時的なセーフガード措置	四
20	信用秩序の維持のための措置	四
21	租税	五
22	利益の否認	五
23	環境に関する措置	五
24	合同委員会	五
25	他の協定との関係	五
26	見出し	五
27	最終規定	六
28	議定書	六
三	協定の実施のための国内措置	六

一 概説

1 協定の成立経緯

平成十九年（二千七年）一月の日中韓首脳会議において三箇国間で投資協定の交渉を開始することで意見が一致したことを受け、同年三月から三箇国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十四年（二千十二年）五月十三日に北京において、我が方山口外務副大臣（枝野経済産業大臣により連署）、韓国側朴外交通商部通商交渉本部長及び中国側陳商務部部長の間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資の促進、円滑化及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、経済分野における初めての包括的な三箇国間の法的枠組みとして、三箇国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

1 定義

この協定は、前文、本文二十七箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その概要は、次のとおりである。

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の自然人」、「締約国の企業」、「投資活動」等について定義している（第一条）。

2 投資の促進及び保護

各締約国は、関係法令に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他の締約国の投資家による投資を許可すること等について規定している（第二条）。

3 内国民待遇

各締約国は、自国の領域内において、投資活動に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨規定している。また、これに適合しない措置であつてこの協定の効力発生の日において存在するものは内国民待遇義務の対象外とする一

方、各締約国は、当該措置と内国民待遇との適合性の水準を低下させないこと、当該措置の漸進的撤廃のための措置をとること等について規定している。（第三条）

4 最恵国待遇

各締約国は、自国の領域内において、投資活動及び投資の許可に関連する事項に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について規定している（第四条）。

5 投資財産に関する一般的待遇

各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、他の締約国の投資家の投資財産に関して取決め又は契約の形式で書面による約束を行うこととなった場合には、当該約束を遵守する旨規定している（第五条）。

6 裁判所の裁判を受ける権利

各締約国は、自国の領域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨規定している（第六条）。

7 特定措置の履行要求の禁止

いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易に関連する投資措置に関する協定により禁止される措置の履行要求を行ってはならないこと等について規定している（第七条）。

8 人員の入国

各締約国は、自国の関係法令に従い、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他の締約国の自然人の入国、滞在及び居住に関する手続を円滑化するように可能な限り努める旨規定している（第八条）。

9 知的財産権

各締約国は、自国の法令に従って知的財産権を保護し、知的財産権に関する透明性のある制度を確立し、及び維持し、並びに知的財産の分野における全締約国間の協力及び連絡を促進する旨規定している。また、この協定のいかなる規定も、二以上の締約国が締

結している知的財産権の保護に関する国際協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない旨並びにいずれかの締約国が、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、自国が締結している知的財産権の保護に関する国際協定により、それぞれ第三の締約国又は非締約国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を与えることを義務付けるものと解してはならない旨規定している。（第九条）

10 透明性

各締約国は、投資活動に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表するとともに、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を事前に公表すること、投資に関する規制を設定する前に、公衆による意見の提出のための合理的な機会を与え、当該意見を考慮すること等について規定している（第十条）。

11 収用及び補償

いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことに係る条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない旨規定している。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等について規定している。（第十一条）

12 損失又は損害についての補償

各締約国は、武力紛争等の緊急事態により、自国の領域内にある投資財産に関して損失等を被った他の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える旨規定している（第十二条）。

13 資金の移転

各締約国は、自国の領域に向けた又は自国の領域からの全ての資金の移転であって、自国の領域内にある他の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること等について規定している（第十三条）。

14 代位

一の締約国又はその指定する機関による権利又は請求権の代位について規定している（第十四条）。

15 一の締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

一の締約国と他の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、紛争締約国の権限のある裁判所、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等について規定している（第十五条）。

16 特別な手続及び情報の要求

第三条（内国民待遇）のいかなる規定も、一の締約国が、自国の領域内における他の締約国の投資家の投資活動に関連して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないこと等について規定している（第十六条）。

17 締約国間の紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争が協議により満足に解決されない場合には、紛争当事国のいずれかは、当該紛争を仲裁裁判所に付託することができること等について規定している（第十七条）。

18 安全保障のための例外

この協定の他の規定にかかわらず、各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置並びに国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく自国の義務に従ってとる措置をとることができること等について規定している（第十八条）。

19 一時的なセーフガード措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、第三条（内国民待遇）の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第十三条（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について規定している（第十九条）。

20 信用秩序の維持のための措置

締約国は、信用秩序の維持のための金融サービス分野に関連する措置をとることを妨げられないこと等について規定している（第

二十条)。

21 租税

この協定のいかなる規定も、一定の場合を除くほか租税に係る課税措置には適用しないこと及び租税条約に基づく締約国の権利及び義務には影響を及ぼすものではなく、この協定と租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等について規定している。また、第十一条(収用及び補償)の規定は、租税に係る課税措置について適用すること、租税に係る課税措置に関する紛争のうち第十一条に係るものについては、第十五条(一の締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決)の規定を適用すること等について規定している。(第二十一条)

22 利益の否認

一の締約国は、他の締約国の投資家であつて当該他の締約国の企業であるものが非締約国の投資家によつて所有等をされ、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨規定している(第二十二条)。

23 環境に関する措置

各締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等について規定している(第二十三条)。

24 合同委員会

全締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置すること等について規定している(第二十四条)。

25 他の協定との関係

この協定のいかなる規定も、締約国間の投資に関する既存の二国間協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について規定している(第二十五条)。

26 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨規

定している（第二十六条）。

27 最終規定

全締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告し、この協定は、それらの通告が受領された日のうち最も遅い日の後三十日目の日に効力を生ずる旨規定している。また、この協定は、一の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他の締約国の領域内において当該他の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する旨規定している。さらに、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有すること等について規定している。（第二十七条）

28 議定書

- (1) 協定第四条 1（最恵国待遇）の規定は、土地の取得に関する事項には適用しない旨規定している。
- (2) 協定第十一条 1（収用及び補償）の解釈基準について規定している。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。